

長崎市立西町小学校いじめ防止基本方針

令和7年3月5日

本校では、人権尊重の精神を基本に据え、すべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的として「いじめ防止基本方針」を策定した。

(定義) 第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
※いじめ防止対策推進法より抜粋

「目指す児童像」

- よく考える子ども
- 明るく思いやりのある子ども
- 健康でたくましい子ども

「育友会との連携」

懇談等様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者と連絡を取り合うことにより、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

「いじめ対策委員会」

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任等
※必要に応じて S.C や S.S.W 等、関係機関や専門家と連携を図る。

「関係機関との連携」

- 教育委員会
- 警察（浦上警察署）
- 子育て支援課
- 少年センター
- こども・女性・障害者支援センター
- 法務局 ○医療機関
- 民生委員 ○学校評議員 など

〔学校におけるいじめ防止等の対策のための組織〕

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

(基本理念)

- 「いじめられても仕方がないものなど一人もいない」との基本理念をとる。そのため、いじめをさせない、いじめを許さないという指導方針を徹底する。

(認識と対応)

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑劣な行為である」との認識に立ち、児童の尊厳が守られるよう、すべての教職員が取り組む。 **(いじめの正確な認知と早期対応)**

〔いじめの禁止〕

第4条児童等は、いじめを行ってはならない。

〔保護者の責務〕

第9条保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

〔学校及び学校の教職員の責務〕

第8条学校及び教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

【いじめ重大事態について】

(1) 調査を要する重大事態の例

※詳細は「長崎市いじめ防止基本方針」参照

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。

③その他の場合

- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。

(2) 重大事態の報告

- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校→教育委員会→市長

(3) 調査を行う組織

- ・学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

【いじめの防止】

- 1 いじめの重大性を全職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立する。
- 2 生徒指導の機能を生かした授業を身に付け、児童の自己肯定感を高める。
- 3 お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にすることを指導の大切にする。
- 4 道徳的実践力を培い、児童の判断・行動基準を確かなものにする。
- 5 学級活動の特質に応じた指導力を身に付け、児童の自治的能力や自己指導能力を育成する。
- 6 学級の目標を共有し、その達成のためにみんなで協力する力を育てる。
- 7 児童会テーマを達成するための取組を各学級ごとに工夫する。
- 8 プライバシーに配慮しながら情報を共有し、学校・保護者・地域が一体となった取組を推進する。
- 9 学校いじめ防止基本方針の周知を図る。
- 10 取組状況を学校評価として加え、計画的、継続的な点検・評価に取り組む。

【いじめの早期発見】

- 1 自分の学校にもいじめがある事を前提に、きめ細かな取組を行う。
- 2 教師一人一人の「いじめかな」という問題意識を起点にして、多数の教師の情報が集まる体制や環境づくりに努める。
- 3 校内に児童や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制の整備を図る。
- 4 定期的なアンケート調査や個別面談、日記等、きめ細かな把握に努める。
- 5 広く情報が集まるように育友会や地域団体と組織的に連携・協働する体制をつくる。
- 6 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。
- 7 教師と家庭のチェックリストを活用し、早期発見に努める。

【いじめに対する措置】

- 1 児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、いじめられた児童や知らせてくれた児童の安全を確保する。
- 2 発見通報を受けた場合は、すぐに「いじめ対策委員会」へ報告し、その情報を共有し、今後の対応を検討する。
- 3 いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。
- 4 知り得た確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 5 いじめた児童からも事情聴取を行い、その後、いじめ対策委員会を開催し情報を共有し、今後の対策を検討する。
- 6 互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをめざす。
- 7 ネット上のいじめに対しては、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、警察や法務局等との適切な連携を図る。
- 8 速やかに市教委へ報告すると共に、子育て支援課、長崎こども・女性・障害者支援センター、警察等の地域の関係機関と連携を図る。

【重大事態への対処】

- 1 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合、児童や保護者からいじめられて重大事案に至ったと申し立てがあった場合は、次の処置を行う。
 - (1) 重大事態が発生した旨を、長崎市教育委員会に速やかに報告する。
 - (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - (4) 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

【年間活動計画】

| 月 | 活 動 内 容 | 月 | 活 動 内 容 |
|----|---|-----|---|
| 4月 | 学校基本方針の確認と共通理解 (周知) 引継シート等による引継ぎ 児童に関する情報交換と共有 生活アンケート調査 | 10月 | 児童会によるいじめ根絶の取組 児童理解研修(定期) 生活アンケート調査 |
| 5月 | 連休明けの児童観察・情報交換 児童理解研修(定期) 生活アンケート調査 | 11月 | 児童理解研修(定期) 生活アンケート調査 |
| 6月 | 教育週間(道徳公開授業) 共有児童理解研修(定期) 生活アンケート調査 | 12月 | 人権集会 児童理解研修(定期) 学校評価アンケートの実施 生活アンケート調査 |
| 7月 | 保護者面談の実施 生活アンケート調査 | 1月 | 学校いじめ対策委員会(2) 児童理解研修(定期) 生活アンケート調査 |
| 8月 | 職員研修(校内・校外) 小中連携による情報交換と共有 登校日における児童観察・情報交換 家庭への働きかけ 児童理解研修(定期) | 2月 | 学校評議員会における情報交換・共有 児童理解研修(定期) 生活アンケート調査 |
| 9月 | 夏休み明けの児童観察・情報交換 学校いじめ対策委員会(1) 児童理解研修(定期) 生活アンケート調査 | 3月 | 次年度申し送り資料作成(引継ぎシートを含む) 年間取組の検証 生活アンケート調査 |

【組織的な対応イメージ】

①いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」、事例研究等の活用による教職員の対応力向上
- 人権意識と 生命尊重の態度育成
- 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 児童会活動を通じた自己指導能力の育成
- 児童生徒の「規範意識」「おもいやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

②いじめの情報

③情報を集める

- 教職員、児童、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委会」に情報を集める。

④指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む
(学級担任、養護教諭、生活指導担当職員、管理職などで役割を分担)

連携

関係機関

⑤A 児童への指導・支援

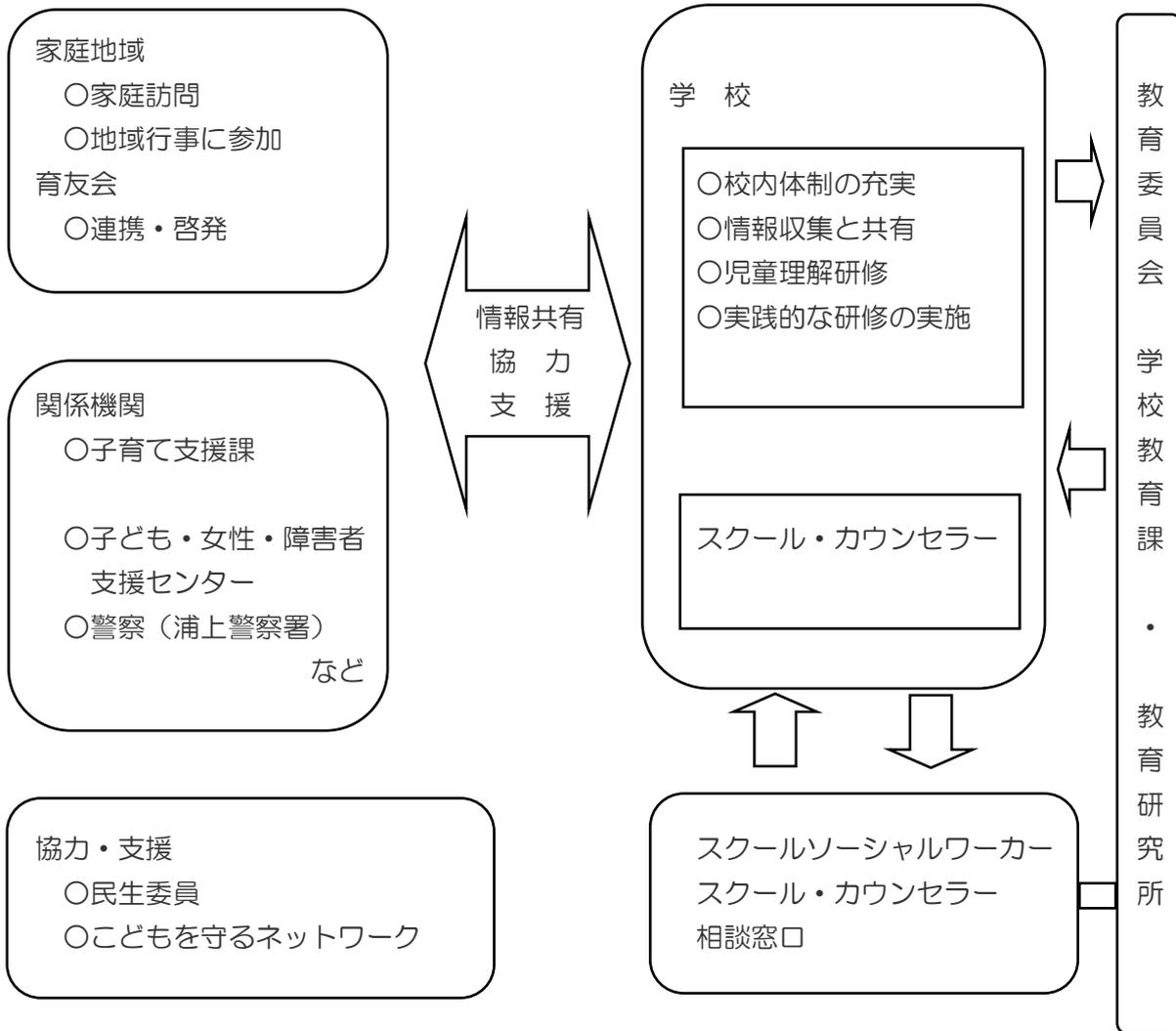
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

⑤B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に、状況把握に努める。

【いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携】



【いじめの早期発見のチェックポイント】

- (1) いじめられている子どもが発するサイン
- ①体や衣服
 - 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
 - 傷やあざがあるのか、腕や足、首などを隠そうとする。
 - 頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。
 - ②しぐさや態度
 - どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
 - 元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
 - 教師と視線を合わせようとしない。(教師の目を避ける)
 - 何事にも集中力がなくなって、ぼんやりしていることが多い。
 - ③友だちとの関係
 - 周りの友だちに異常なほど気がつかっているように見える。
 - 人の言いなりになっているように見える。(いわゆる使い走りではないか)
 - ③授業時間
 - 一人で遅れて教室に入ってくる人が多い。
 - よい発言や活動をしたのに賞賛や評価が得られない。
 - 特定の子どもが発表すると笑いや冷やかし、また無視がある。
 - 体育の授業などで、特定の子どもにボールが回らない(回る)。
 - 一人で活動することが多い。
 - ④昼食時
 - 給食を残しがちである。
 - 給食のデザートなどがとられている。
 - 給食のおかずやデザートを他人に与えている。
 - 給食当番の場合、特定の子どもがさわった食器にさわらない。
 - グループで食べる時、特定の子どもの机と机を離れたがる。
 - ⑤休み時間
 - トイレなどに閉じこもりがちである。
 - 階段の上り下りを繰り返すなど、一人で

| | |
|--|--|
| <p>□今までつき合っていたグループから急に離れた。</p> <p>□交友関係が急に変わった。</p> <p>□嫌なあだ名で呼ばれている。</p> <p>□特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ゴミが散乱している。</p> <p>④生活面</p> <p>□校納金などを急に滞納しはじめた。</p> <p>□机やかばんの中などが荒らされている。</p> <p>□文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。</p> <p>□黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。</p> <p>□学級写真などの顔にいたずらされている。</p> <p>(2) 学校の生活場面でのチェックポイント</p> <p>①学級の雰囲気</p> <p>□グループにしかわからないあだ名で特定の子どものことを話している</p> <p>□全体的にやる気がなく、行事などでも盛り上がりがない。覇気が感じられない。</p> <p>□教師の話や指導が空回りしているような雰囲気がある。</p> <p>□教師が教室に入ると教室外に出たりするなど、教師を避けがちになる</p> <p>□特定の子どもが当番活動や係活動を何度も担当し、役割交代が見られない。</p> <p>□休み時間など、特定のグループが校内の特定の場所に集まる。</p> <p>□ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気を感じられる。</p> <p>□特定の子どもがグループから離れて一人で行動するようになる。</p> <p>②登校時や朝の会</p> <p>□早退、遅刻、欠席が目立つ。</p> <p>□表情が暗く、どこことなく元気がない。</p> <p>□顔や体に傷やあざがある。</p> | <p>時間をつぶしている。</p> <p>□体育館の裏やトイレ、物陰など、目の届きにくい場所からよく出てくる。</p> <p>□プロレスごっこなどいつもやられ役になっている。</p> <p>□友だちとよくふざけ合っているが、何となく表情が暗い。また薄笑いを浮かべている。</p> <p>□特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室などにいることが多く、一人になりたがらない。</p> <p>⑥掃除や諸活動</p> <p>□一人でしていることが多い。(させられている)</p> <p>□掃除道具を投げつけられたり、追い回されたりしている。</p> <p>□いつも後片付けをさせられている。</p> <p>□特定の子どもの机を運ぼうとしない。</p> <p>⑦学級活動や班・係活動</p> <p>□役員や選手などの選出のとき、特定の子どもの名前が冷やかしかたである。</p> <p>□学級内の問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐあがる。</p> <p>□班長などをやめたいと急に言い出す。</p> <p>□班編成で最後まで所属が決まらない、活動中もよく一人である。</p> <p>□席替えの後、机と机を離れたがる。</p> <p>⑧放課後</p> <p>□友だちというよりも教師と話したがる。(自分のことは語ろうとしない)</p> <p>□特定の子どもと一緒に帰るが、なんとなく浮かぬ顔である。</p> |
|--|--|

【様々な相談機関】

| 相談機関 | 電話番号 | 相談機関 | 電話番号 |
|---------------------|---|------------|-------------------------------------|
| 長崎こども・女性・障害者・支援センター | 095-844-5132 時間 9:00~17:45 (月~金) | こころの電話 | 095-847-7867 時間 9:00~15:15 (月~金) |
| 子育て支援相談電話 | 095-825-5624 095-822-8573 「e-kao」のホームページを検索し、相談フォーム 時間 8:45~17:30 (月~金) | 子ども・家庭110番 | 095-844-1117 時間 9:00~20:00 (毎日) |
| 長崎市教育研究所教 | 0120-555-275 | 子ども人権110番 | 0120-007-110 時間 8:30~17:15 (月~金) |

| | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------|----------------------------------|
| 育相談 soudan@nagasaki-city.ed.jp | 時間 9:00～16:00 (月～金) | 長崎いのちの電話 | 095-842-4343 時間 9:00～22:00 (毎日) |
| 長崎市こども相談センター | 095-829-1122 時間 9:00～17:30 (月～金) | ヤングテレホン | 0120-78-6714 時間 9:00～17:45 (月～金) |
| 24 時間子供 SOS ダイヤル (親子ホットライン) | 0120-0-78310 | | |